

### 新型コロナウイルス感染症の 電話相談(8月7日時点)

[発熱などの症状の相談]かかりつけ医がいない場合=電話でかかりつけ医へ ▶いない場合=東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 \*受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) \*感染症による不安やストレスなどの相談も可 \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照[後遺症の相談]墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 新型コロナワクチン接種の問合せ

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

### 新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する 最新情報は区ホームページをご覧ください

<p>新型コロナウイルス感染症</p> <p>区HP  (やさしい日本語) </p>	<p>新型コロナワクチン接種</p> <p>区HP  (やさしい日本語) </p>
--	---

### 立ち退きなどで住宅にお困りの方へ 高齢者等住宅あっせん事業

立ち退きなどのため、住宅に困っている方に民間賃貸住宅への入居を支援します。

**[対象]** 次のいずれかに該当する世帯 ▶ 65歳以上のひとり暮らし世帯 ▶ 65歳以上の方を含み、全ての世帯員が60歳以上の方で構成される世帯 ▶ 身体障害者手帳1級～4級または愛の手帳1度～3度の方を含む世帯 ▶ 18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯 **[要件]** 次の全ての要件を満たす方 ▶ 家賃の支払いができる ▶ 区内に1年以上居住している ▶ 立ち退き等を要求され、住まいに困っている ▶ 自力で日常生活が可能である ▶ 身元保証人がいる **[申込み]** 随時、直接、住宅課居住支援担当(区役所9階) ☎5608-6214へ \*詳細は区ホームページを参照

### 保証人が見つからずお困りの方へ 高齢者等家賃等債務保証制度

保証人がいない高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援します。

**[内容]** 民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務を保証する制度において、支払った初回の保証料の1/2の額を区が助成(限度額3万円) \*更新時は対象外 **[対象]** 次のいずれかに該当する世帯 ▶ 65歳以上のひとり暮らし世帯 ▶ 65歳以上の方を含み、全ての世帯員が60歳以上の方で構成される世帯 ▶ 身体障害者手帳1級～4級または愛の手帳1度～3度の方を含む世帯 ▶ 18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯 **[要件]** 次の全ての要件を満たす方 ▶ 区内に1年以上居住している ▶ 区内の民間賃貸住宅へ転居する ▶ 緊急連絡先(親族、知人等)がある ▶ 保証人がいない ▶ 区が指定する保証会社の契約条件を満たしている **[申込み]** 随時、直接、住宅課居住支援担当(区役所9階) ☎5608-6214へ \*詳細は区ホームページを参照

### 手続のご案内を送付します 避難行動要支援者名簿

災害の発生時に、避難の支援が必要な方(避難行動要支援者)の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、平常時より避難支援等関係者(区内の警察署・消防署・消防団・民生委員・社会福祉協議会)に情報提供を行っています。対象の方に、平常時の情報提供の意向確認書を送付しますので、内容を確認し、期限までに返送してください。

**[対象]** 7月1日現在、次のいずれかに該当する方 ▶ 75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の方のみの世帯である ▶ 要介護3～5の認定を受けている(施設入所者を除く) ▶ 第1種身体障害者(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を除く)

く)である ▶ 第1種知的障害者である等 **[期限]** 9月15日 **[問合せ]** ▶ コールセンター ☎6738-9144 \*受け付けは9月20日まで **[問合せ]** ▶ 防災課 防災係 ☎5608-6206  \*詳細は区ホームページを参照

### 納期限までに納めてください 特別区民税・都民税(第2期分)

令和5年度特別区民税・都民税(普通徴収分)第2期分の納期限は、8月31日です。納期限までに、税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ、スマートフォン決済アプリで納めてください。インターネット経由でクレジットカードによる納付もできます。詳細は区ホームページをご覧ください。また、口座振替の場合は、8月31日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。

**[問合せ]** ▶ 納付方法等=税務課税務係 ☎5608-6133 ▶ 納税相談=税務課納税係 ☎5608-6142

### 誰もが働きやすい職場へ 女性活躍推進・働き方改革 アドバイザー派遣事業

女性の活躍やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、働き方改革をめざす区内の中小企業等を対象に、無料で社会保険労務士をアドバイザーとして派遣します。助言を受けることで、働く人の意欲向上や優秀な人材確保、生産性の向上、企業のイメージアップなどの効果が期待できます。誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいきましょう。

**[対象]** 常時雇用する労働者数が100人以下の区内の中小企業等 \*審査あり **[費用]** 無料 **[申込み]** 申込書を直接または郵送、Eメールで6年1月15日(必着)までに〒130-8640人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当(区役所14階) ☎5608-6512・Eメール jinken@city.sumida.lg.jp へ \*申込書は申込先で配付しているほか、区ホームページからも出力可 

### ご協力をお願いします 令和5年住宅・土地統計調査

10月1日を基準日として総務省が実施する「令和5年住宅・土地統計調査」が全国一斉に行われます。これは、住宅の種類や設備、世帯の居住状況、保有する土地等の住生活に関する現状と推移を明らかにするため、5年ごとに行われます。結果は、住生活に関する様々な施策の基礎資料とし、統計の作成のみに使用します。

調査に先立ち、調査区域内の住宅等を把握するため、9月上旬から調査員証を持った調査員が調査区域を巡回します。巡回の際、建物の位置や戸

数等を確認する場合があります。また、無作為に抽出した区内の約6500世帯を、調査票を持った調査員が9月下旬に訪問しますので、ご回答をお願いします。

**[問合せ]** 総務課統計係 ☎5608-6205

### ご利用ありがとうございました 文花テニスコートの供用終了

文花テニスコート(文花1-19-12)は、6年1月21日で供用を終了します。なお、文花テニスコートは、今後移転を予定しています。詳細は決まり次第お知らせします。

**[問合せ]** スポーツ振興課スポーツ施設担当 ☎5608-6588

### 犬を飼っている方の義務です 飼い犬の登録と狂犬病予防 注射

#### ■ 飼い犬の登録

飼い犬の登録をしていない方は、問合せ先で登録してください。また、登録内容に変更があった場合や、犬が死亡したときなどは、必ず届出をしてください。なお、4年6月以降にマイクロチップを装着して登録機関に情報登録を済ませた犬の場合は、区への申請は不要です。

**[登録手数料]** 3000円

#### ■ 狂犬病予防注射

今年度の飼い犬への狂犬病予防注射がまだ済んでいない方は、早めに動物病院で済ませ、証明書問合せ先にお持ちください。狂犬病予防注射済票を交付します。

**[注射済票交付手数料]** 550円

**[問合せ]** 生活衛生課生活環境係(区役所5階) ☎5608-6939 \*詳細は区ホームページを参照 

### 最新号を発行しました 墨田区男女共同参画情報誌 「すずかけ」

今号の特集は、「関東大震災から100年 もう一度防災について見直してみよう」です。無料で配布していますので、ぜひ、ご覧ください。

**[配布場所]** すみだ女性センター(押上2-12-7-111)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館ほか \*区ホームページからも閲覧可

**[問合せ]** すみだ女性センター ☎5608-1771



巻頭インタビューは、サッカー選手の岩清水梓氏 